



# 最新!助成金活用セミナー

## 仕事に必要なモノは助成金で!

### 業務改善助成金

時給(換算)1,051円以下の会社様が対象です【兵庫県の例】

※兵庫県以外の方はお問い合わせください

パソコン、スマホ、乗用車もOK!  
(※一部条件あり)

最大  
600万円



### 働き方改革推進支援助成金

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・業種別課題対応コース

システムや貨物自動車等も  
助成金を活用してご購入いただけます!

【例】  
 インボイス対応業務システム  
 62.5万円を購入⇒最大8割で50万円補助  
 貨物自動車  
 187.5万円を購入⇒最大8割で150万円補助  
 助成金の支給には一定の要件があります。



最大  
200万円

令和6年  
2/5 (月)

- ① 13:30～15:00 (13:00～受付開始)
  - ② 15:30～17:00 (15:10～受付開始)
- ※①と②は同じ内容になります

【参加特典】  
 標準モデル就業規則Wordひな形  
 賃金規定Wordひな形  
 出勤簿Excel例



### ところ ひょうご税理士法人(本店)



### ● セミナー講師 ●

助成金申請とそれに関連する就業規則の作成が業務の90%を占める**助成金専門社労士**。開業7年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ**1,200コース超(約14億円)の助成金申請実績**を誇る。



まどか社会保険労務士法人  
パートナー社労士 山上幸一先生

### ● プログラム概要 ●

- 参加費：無料  
 定員：リアル開催(先着20名) ZOOM参加も可  
 コンテツツ：  
 (1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶  
 (2)助成金の最新情報  
 ・どんな要件が必要となるか  
 ・各種コースに関して36協定は必要か  
 (3)質疑応答



まどか社会保険労務士法人  
ひょうご税理士法人  
代表 妹尾 芳郎

最新!助成金活用セミナー申込書 FAX: 06-6429-2150

貴社名		業種	
ご住所	〒	従業員数	
TEL		FAX	
ご参加者	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail	
	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail	

WEBから申込↓



ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

# 生産性向上のための設備投資をお考えの経営者様へ 業務改善助成金

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



別々に  
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

# 時短を推進する経営者様へ 働き方改革推進支援助成金

## 令和6年度 働き方改革推進支援助成金 各コース

	業種別課題対応コース (建設業・自動車運転業務等 限定)	時短・年休コース (年休等メニュー)	時短・年休コース (36協定メニュー)	勤務間インターバル 導入コース
36協定 要件	R6年3月31日までに 60時間を超える 36協定を届出済み	<b>36協定要件無し</b>	R6年3月31日までに 60時間を超える 36協定を届出済み	R6年3月31日までに 36協定届出済み <b>R5年度に45時間超 の残業</b>
導入 制度	【36協定の見直し】 ①月80H超→ 月60H以下:250万円 ②月80H超→ 月60~80H:150万円 <b>③月60H超~80H →60H以下:200万円</b>	【年休等の制度】 ①新たに年次有給休暇の 計画付与: <b>25万円</b> ②新たに時間単位の年次 有給休暇制度 かつ、特別休暇どれか一つ (コロナ休暇)又は(不妊治 療休暇)等 <b>:25万円</b>	【36協定の見直し】 ①月80H超→ 月60H以下:200万円 ②月80H超→ 月60~80H:100万円 <b>③月60H超~80H →60H以下:150万円</b>	【勤務間インターバル】 新規に9時間以上の勤 務間インターバル制度を 導入すること 9~11H:100万円 <b>11H以上:120万円</b>
金額例	税抜 250万円	税抜 62.5万円	税抜 187.5万円	税抜 150万円
助成額	<b>(例)最大200万円・8割</b>	<b>最大50万円・8割</b>	<b>(例)最大150万円・8割</b>	<b>最大120万円・8割</b>
年度	1年度につき、いずれか一つのコース			

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150

担当 塩治(えんや)

(R5.9.7版)